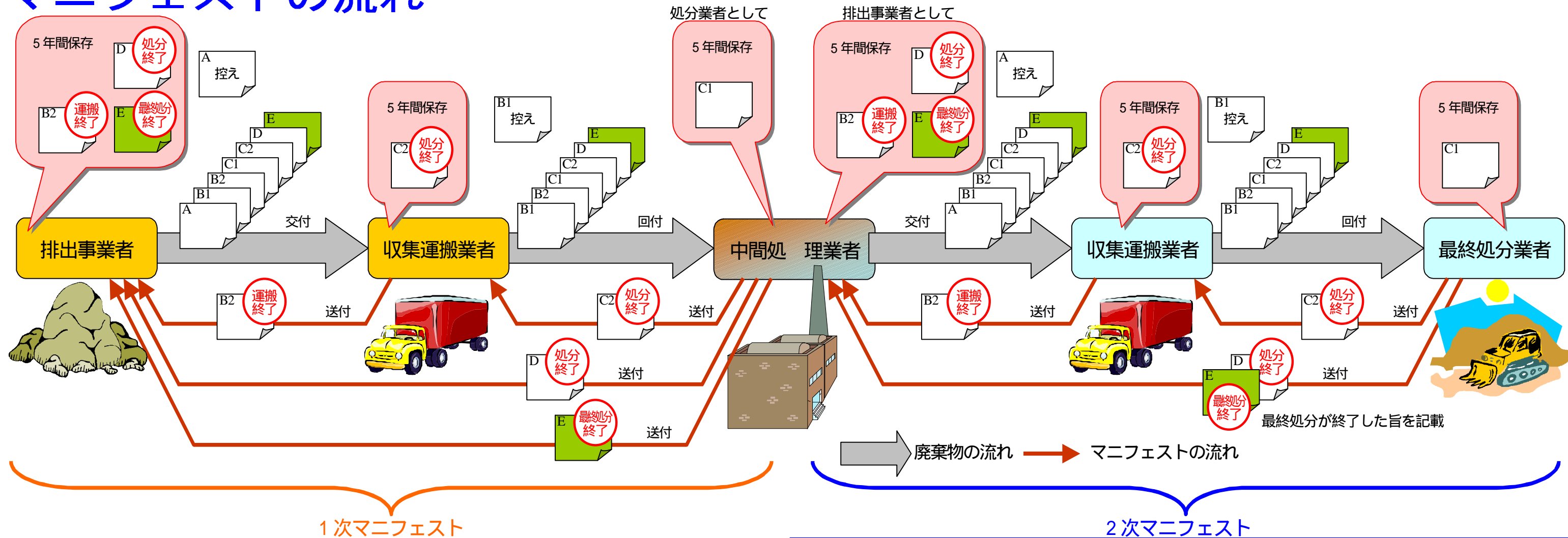


# マニフェストの流れ



## 1 次マニフェストの流れ

### 廃棄物引き渡し時

排出事業者は、7枚複写の伝票（A, B1, B2, C1, C2, D, E 票）に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡す。

収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、A, B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬担当者欄にサイン又は押印し、A 票を排出事業者に戻す。

収集運搬を再委託した場合、上記の「収集運搬業者」は「再委託収集運搬業者」とする。委託収集運搬業者の名称等の必要な事項を訂正する。

### 運搬終了時

収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに渡す。

中間処理業者は B1, B2, C1, C2, D, E 票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B1, B2 票を収集運搬業者に返す。

交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

### 運搬終了報告

収集運搬業者は、B1 票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を排出事業者に送付する。

### 処分終了後

中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1, C2, D, E 票の処分終了年月日欄に処分終了日を記入し、C1 票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2 票を収集運搬業者に、D 票を排出事業者それぞれ送付する。

交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

## 2 次マニフェストの流れ

### 廃棄物引き渡し時

中間処理業者が処分委託者（排出事業者の立場）として、マニフェストを交付する（運用までは左記のと同じ。ただし中間処理産業廃棄物欄には処分委託者の氏名または名称及び管理票交付番号を記入する。）

廃棄物を引き渡すまでに交付したマニフェスト（2次マニフェスト）ごとの交付年月日、交付番号、及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号を帳簿に記載する。

### 運搬終了時

収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡す。

最終処分業者は B1, B2, C1, C2, D, E 票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B1, B2 票を収集運搬業者に返す。

交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

### 運搬終了報告

収集運搬業者は、B1 票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を中間処理業者に送付する。

### 最終処分終了後

最終処分業者は、最終処分終了後 C1, C2, D, E 票に処分終了日欄と最終処分終了日欄に処分終了年月日及び最終処分を行った場所欄に必要事項を記入し、C1 票を自らの控えとして保管するとともに最終処分終了後10日以内に、C2 票を収集運搬業者に、D 票と E 票を中間処理業者にそれぞれ送付する。

交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

### 最終処分終了確認

中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（E 票）を受けたとき\*は、最終処分が適正に終了したことを確認のうえ、1次マニフェストの E 票に最終処分を行った場所の所在地 / 名称、最終処分の終了日を記入する。また、2次マニフェストの E 票受領から10日以内に、1次マニフェストの E 票を排出事業者へ送付する。

\* 最終処分の委託の際に交付したマニフェスト（2次マニフェスト）の E 票の送付を受けたとき